

広島県告示第四百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十五年五月十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年五月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道二次庄原線	庄原市一木町字茅原二三五番一地从先から 庄原市一木町七四一番一地从先まで	平成二十五年五月二日